

長浜水道企業団低入札価格調査の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜水道企業団が発注する建設工事の契約の締結にあたり、経済性の発揮、公正な競争および品質を確保するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれあると認められるか否かを判断するための調査(以下「低入札価格調査」という。)等の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる工事は、競争入札に付する建設工事とする。ただし、長浜水道企業団建設工事契約審査委員会(以下「委員会」という。)が必要ないと認める場合はこの限りでない。

(調査基準価格)

第3条 契約担当者は、前条に掲げる対象工事について入札を行おうとする場合は、あらかじめ案件ごとに、契約の相手方となるべき者の技術提案に基づく当該入札金額が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額(千円未満切り上げ)に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、これによることができない場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第4条 契約担当者は、入札の結果、低入札価格調査の対象工事において予定価格の制限の範囲内の最低の価格(以下「最低入札価格」という。)が調査基準価格を下回る価格であるときは、落札者の決定を保留し、当該最低入札価格の入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)を対象として低入札価格調査を行うものとする。

(失格基準価格)

第5条 契約担当者は、水管路工事および舗装工事の入札において、当該入札金額が第3条の調査基準価格を下回り、かつ、当該契約の内容に適した履行がなされないと認められる場合の基準となる価格(以下「失格基準価格」という。)を定めるものとする。

2 水道管路布設工事および舗装工事の入札において、前項に定める失格基準価格に満たない価格での入札を行った入札は、失格とする。

3 第1項の失格基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に区域、使用材料、施工条件により工事ごとに定める変動率を乗じて得た額(千円未満切り捨て)に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8.0を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8.0を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3.0を乗じて得た額

(調査内容)

第6条 契約担当者は、建設工事に係る当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを具体的に判断するために、次の各号に掲げる事項について、最低価格入札者へのヒアリング等により調査を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 手持ち工事の状況
- (3) 資材購入予定先一覧
- (4) 労務者の確保計画
- (5) 下請への発注予定
- (6) 建設副産物の搬出予定地
- (7) その他必要と認められる事項

2 契約担当者は、前項の調査において必要があると認めたときは、資料の提出を求めることが出来る。

3 契約担当者は、失格基準価格以上の金額を入札した業者の中で最低金額の入札を行った者に対し、入札金額で施工可能であり、ヒアリング内容に虚偽がないことを証する誓約書を提出させるものとする。

(調査結果の報告および審査)

第7条 契約担当者は、低入札価格調査の結果を委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けたときは、当該報告に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するものとする。

(落札者の決定)

第8条 契約担当者は、前条の規定による審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 契約担当者は、前条の規定による審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされな

いおそれがあると認められたときは、当該最低価格入札者を落札者としないものとする。

- 3 前項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合において、最低入札価格に次いで低い入札価格（以下「次順位価格」という。）が予定価格以下であり、かつ調査基準価格以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。ただし、前項の場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき第6条、第7条ならびにこの条の第1項および第2項の規定を準用する。

（落札者等に対する通知）

第9条 前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者及び最低の価格をもって入札した者等で落札者とならなかつた者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知するものとする。

- 2 前項の通知は、入札結果の公表をもってこれに替えることができるものとする。

（追跡調査）

第10条 調査基準価格を下回る価格による入札を行つた者が落札者となつた場合は、低入札価格調査内容との矛盾がないか確認を行うため追跡調査を実施するものとする。

（補則）

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

